

留学生の皆さんへ

アルバイトをする前に

知っておきたい7つのポイント

外国人労働者（留学生アルバイトを含む。）にも日本の労働法は全面的に適用されます！
裏面のリストをチェックしてみましょう！

Point

1 アルバイトを始める前に、労働条件を書面で確認しましょう！

Point

2 バイト代は、毎月、決められた日に、全額払いが原則！

最低賃金が保証されます

Point

3 労働時間は、原則1週28時間まで（長期休暇期間でも1日8時間まで）です

深夜・時間外・休日労働には割増手当があります

Point

4 アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます

Point

5 アルバイトでも、安全衛生教育が受けられ、仕事中のけがは
労災保険が使えます

Point

6 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

Point

7 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

□ **Point 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

働き始めてから、「最初に聞いた話と違って」ということにならないように、会社から契約書などの書面を受け取り、労働条件をしっかりと確認しましょう。実際の条件が示された条件と異なるときには、契約を即時に解除することができます。

特に次の6項目については必ず確認しましょう。

- 契約期間の定めはありますか。定めがあるときはいつまでですか。
- 契約期間の定めがある契約の更新はありますか。更新する場合の判断のしかたなど決まりはありますか。
- 仕事をする場所はどこですか。仕事の内容は明示されていますか。
- 仕事の始めと終わりの時刻、残業や休日出勤の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務のローテーションなどは明確ですか。
- バイト代（賃金）は日給ですか、時給ですか。どのように計算され、いつ、どのように支払われますか。
- 辞めるときの決まりはありますか。どのようなときに解雇されるか明示されていますか。

□ **Point 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額払いが原則！最低賃金が保証されます

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払の5原則」というルールがあります。バイト代は次のことを全て守って支払われていますか。なお、通貨払いと直接払いについては自身が指定した本人名義の口座振り込みは可能です。

- ①通貨で支払われていますか。
- ②全額支払われていますか。
- ③労働者に直接支払われていますか。
- ④毎月1回以上支払われていますか。
- ⑤一定の期日に、支払われていますか。

また、バイト代などの賃金は都道府県ごとに時間額で「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。

- 最低賃金は守られていますか。（平成28年10月5日より、宮城県最低賃金は時間額748円です。）

□ **Point 3** 労働時間は、原則1週28時間まで（長期休暇の期間でも1日8時間まで）です。深夜・時間外・休日労働には割増手当があります。

労働基準法では法定労働時間を超えて残業をさせるには、事業主はその限度についてあらかじめ労使協定（「36（さぶろく）協定」）を締結して定め、所轄の労働基準監督署長に届け出し、その範囲内で行う必要があります。

- 36協定は締結されていますか。その内容を知っていますか。
- また、残業に対しては、割増賃金（残業手当）を次のように支払うよう定めています。
- 1日8時間または週40時間を超えたとき（※）は、通常の賃金の25%以上の割増賃金が支払われていますか。
（※労働者10人未満の商業・接客娯楽業などは週44時間を超えたとき）
- 週1日の法定休日に働いたときには、通常の賃金の35%以上の割増賃金が支払われていますか。
- 1か月に60時間を超える残業の割増率は50%以上とされていますか。（ただし、中小企業は猶予されています。）
- 午後10時から午前5時までに働いたときは25%以上の深夜割増賃金（深夜手当）が支払われていますか。

□ **Point 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも賃金（年休手当）がもらえる休暇のことで、「有休」や「年休」とも呼ばれています。年次有給休暇は、正社員・パート・アルバイトなどの働き方に関係なく、次の3つの条件をすべて満たせば請求する権利があります。

- ① 週1日以上または年間48日以上勤務をしている
- ② 雇われた日から6か月以上勤務している
- ③ 決められた労働日数の8割以上出勤している
- 請求したとき、有給休暇が与えられていますか。

□ **Point 5** アルバイトでも、安全衛生教育が受けられ、仕事中のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また1日だけの短期のアルバイトも含めて新たに雇い入れられたとき、新たな作業についたときには安全衛生教育を行う必要があります。仕事が原因の病気やけが、通勤途中の事故で病院に行くときは労災保険を使い、健康保険は使えません。病院で受診するときに、窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療費は無料となります。また、仕事の原因のけがなどで仕事を休み、バイト代がもらえない場合は、休業補償制度があります。

- 安全衛生教育を受けて作業を行っていますか。

□ **Point 6** アルバイトでも、会社都合で自由な解雇はできません

解雇は、会社がいつでも自由に行えるものではなく、事前に解雇事由が示されていて、社会の常識にて照らして納得が得られる理由である必要があります。アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。

□ **Point 7** 困ったときに相談できる、総合労働相談コーナーを知っていますか

アルバイトに関する労働条件、契約や退職に関することなど、労働関係で困ったときには、全国の労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。

（2016.11）